

ひまわりの園短期入所サービス

重要事項説明書

短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)

社会福祉法人 健翔会

「ひまわりの園短期入所サービス」重要事項説明書

短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(佐賀県指定第 4170300042 号)

当事業所は契約者に対して指定短期入所生活介護サービス（指定介護予防短期入所生活介護サービス）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

※当事業所の利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定などをまだ受けていない方でもサービス利用は可能です。

〔目 次〕

1. 事業所経営法人	2
2. ご利用事業所	2
3. 居室の概要	3
4. 職員の配置状況	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
6. 利用料のお支払方法	8
7. 事業所を退所していただく場合（契約の終了について）	9
8. 苦情の受付について	10
9. 非常災害対策など	11

1. 事業所経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 健翔会
- (2) 法人所在地 佐賀県鳥栖市田代本町 924 番地 1
- (3) 電話番号 0942-84-5688 (代)
- (4) 代表者氏名 理事長 門司 誠一
- (5) 設立年月日 平成 10 年 7 月 16 日

2. ご利用施設

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護・平成 16 年 4 月 20 日指定
(指定介護予防短期入所生活介護)・平成 18 年 4 月 1 日指定
佐賀県 4170300042 号
※当事業所は特別養護老人ホームひまわりの園に併設されています。
- (2) 事業所の目的 介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 ひまわりの園 短期入所サービス
- (4) 事業所の所在地 佐賀県鳥栖市田代本町 924 番地 1
- (5) 電話番号 0942-81-5125 (代)
- (6) F A X 番号 0942-81-5158
- (7) 管理者氏名 本山 光夫
- (8) 指定短期入所生活介護の運営方針
 - 1. 利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものになるように配慮しながら、各ユニットにおいて契約者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援することにより、契約者の心身の機能の維持ならびに契約者の家族の身体的及び精神的負担の軽減をさせていただきます。
 - 2. 契約者の人格を尊重し、可能な限り利用者の意向にもとづいてサービスを提供させていただきます。
 - 3. 短期入所生活介護の事業運営に当たっては、地域の風土を生かし、地域の方との交流を重視します。また、市町村、保険者、指定居宅介護支援事業者（指定介護予防支援事業者）、他の居宅サービス事業者、その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者と協力し、契約者の意向に沿ったサービスの提供を行います。
- (9) 指定介護予防短期入所生活介護の運営方針
 - 1. 指定介護予防短期入所生活介護の基本方針として、契約者の心身機能の改善、環境調整などを通じて契約者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い契約者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、契約者の自立の可能性を最大限引き出す支援をさせていただきます。

2. 指定介護予防短期入所生活介護の実施手順に関する具体的方針として、サービスの提供の開始にあたり、契約者の心身状況などを把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告させていただきます。

3. 指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者の心身機能、感情状況などを把握し、介護保険以外の代替サービスを利用するなど効率性・柔軟性を考慮した上で、契約者のできることは契約者が行うことを基本としたサービス提供を行います。

(10) 開設年月日 平成 16 年 4 月 20 日

(11) 利用定員 10 人

3. 居室の概要

(1) 居室などの概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	10 室	ユニット型個室（14.9㎡）・テレビ ベッド・小テーブル・タンス・洗面台 完備、家具持込可・冷蔵庫
食堂	1 室	共同生活室
浴室	1 室	普通浴槽（個浴）・特殊浴槽

※上記のテレビ、冷蔵庫以外は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により事業所でその可否を決定します。また、契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、契約者や家族などと協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当事業所では、契約者に対して指定短期入所生活介護サービス（指定介護予防短期入所生活介護サービス）を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	員 数
管理者（兼務）	1名
医師（嘱託医師）	1名
生活相談員（兼務）	1名以上
介護職員または看護職員（兼務）	4名以上
管理栄養士（兼務）	1名以上
機能訓練指導員（兼務）	1名以上

ただし、特別養護老人ホームと兼務することができます。

また、指定短期入所生活介護従業者と指定介護予防短期入所生活介護従業者については、兼務します。

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤務時間	
管理者	日 勤	8：30～17：30
医師	毎週木曜日	14：00～16：00
生活相談員	日 勤	8：30～17：30
看護職員	早 出	7：00～16：00
介護職員	日 勤	8：30～17：30
	遅 出	9：30～18：30
	夜 勤	15：30～ 9：30
管理栄養士	日 勤	8：30～17：30
機能訓練指導員	日 勤	8：30～17：30

☆土日は上記と異なります。

日中については、ユニットごとに常時1名以上の介護職員または看護職員を配置します。

夜間及び深夜については、2ユニットごとに1名以上の介護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置します。

ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置します。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 当事業所が提供する基準介護サービス（利用料金が介護保険から給付）
- (2) (1) 以外のサービス（利用料金の全額を契約者が負担）

があります。

(1) 当事業所が提供する基準介護サービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、滞在費、食費を除き7～9割が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①居室の提供

②短期入所生活介護サービス計画（介護予防短期入所生活介護サービス計画）の交付
・心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、機能訓練などの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容などを記載した短期入所生活介護サービス計画書（介護予防短期入所生活介護サービス計画書）を作成、説明し同意を得て書面をもって交付します。

③食事

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、契約者の身体状況及び嗜好を考慮した適時・適温の食事を提供します。
- ・自立支援のため出来るかぎり離床して共同生活室にて食事をとっていただくことを支援します。
- ・医師発行の食事箋にもとづき適切な栄養量及び内容を有する療養食などを提供します。
- ・食事時間についても自分のペースで食事されるよう十分な時間を確保し提供します。

（食事時間）

朝 食	8：00 から
昼 食	12：00 から
夕 食	17：30 から

④入浴

- ・入浴または清拭を契約者の状況、希望などに添って入浴の機会を設けるよう努めます。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

⑤排泄

- ・排泄の自立を促すため、契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ・おむつを使用せざるを得ない契約者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えます。

⑥生活リハビリ

・機能訓練指導員などにより、契約者の心身などの状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退防止に努めます。

- ・当事業所の保有するリハビリ器具

歩行器 平行棒 車椅子 階段昇降訓練器 プラットホーム

⑦健康管理

- ・医師または看護職員が、契約者の体調・健康状態などに応じ、必要な健康管理を行います。

配置医師

所属病院名 医療法人社団 如水会 今村病院

医師氏名 田尻 乙久

診療科目 内科・外科

医師の診察日 木曜日 14:00～16:00

・緊急など必要な場合には主治医あるいは協力医療機関などに責任をもって引継ぎます。

○協力医療機関

医療機関の名称	医療法人社団如水会 今村病院
診療科目	内科、外科、整形外科など
所在地	佐賀県鳥栖市轟木町 1523-6
電話番号	0942-82-5550

医療機関の名称	医療法人清明会 やよいがおか 鹿毛病院
診療科目	外科、内科、整形外科、循環器科、脳外科など
所在地	佐賀県鳥栖市弥生が丘 2 丁目 143
電話番号	0942-87-3150

医療機関の名称	医療法人啓心会 啓心会病院
診療科目	内科、呼吸器科、消化器科、循環器科
所在地	佐賀県鳥栖市原町字中尾 1243
電話番号	0942-83-1030

医療機関の名称	医療法人健裕会 古賀内科医院
診療科目	内科、呼吸器科、消化器科、循環器科
所在地	佐賀県鳥栖市宿町 1106-2
電話番号	0942-83-3204

○協力歯科医療機関

医療機関の名称	医療法人健栄会 門司歯科医院
診療科目	歯科
所在地	佐賀県鳥栖市田代本町 221
電話番号	0942-83-2747

⑧その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
- ・シーツ交換は、週 1 回以上実施します。必要に応じ随時に交換します。

⑨相談及び援助

・当事業所は、契約者及び家族からのあらゆる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

⑩社会生活上の便宜

・行政機関に対する手続きが必要な場合には、契約者及び家族の状況によっては代行します。

⑪洗濯

・家族ができない場合には当事業所で行います。ただし、品質表示や取り扱い表示により洗濯ができない場合があります。

⑫生活支援

・日常生活における家事を心身の状況に応じて各人の役割をもって行うよう支援します。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉 （契約書第5条参照）

下記の利用料金をお支払い下さい。サービスの利用料金は、契約者の要支援・要介護度に応じて異なります。また、契約者負担の割合については、介護保険負担割合証に記載された割合となります。

☆併設型ユニット型（介護予防）短期入所生活介護費は自己負担金一覧表（別表1）の通りとする。

区分	利用料
法定代理受領の場合	介護報酬の告示上の額
法定代理受領でない場合	介護報酬の告示上の額

☆各種加算は自己負担金一覧表（別表2）の通りとする。

区分	利用料
法定代理受領の場合	介護報酬の告示上の額
法定代理受領でない場合	介護報酬の告示上の額

契約者がまだ要支援・要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援・要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

介護保険の給付額に変更があった場合には、変更された額に合わせて、契約者の負担額を変更します。

◇当事業所の食費・滞在費の負担額は自己負担金一覧表（別表1）の通りとする。

食事と居室に係る費用について負担限度額の認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額となります。

(2) (1) 以外のサービス (契約書4条、第5条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①特別な食事 (酒を含みます。)

契約者のご希望にもとづいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費 (1,000円～2,000円程度)

②理美容

・毎月2回 理髪店の出張による理髪・美容サービス (カット、ヘアカラー、パーマ、シャンプー、ひげ剃り、お顔そり) を提供します。

利用料金：要した費用の実費

③特別事業実施地域 (久留米市・小郡市・筑紫野市) の送迎費 (片道)

利用料金：500円

④レクリエーション

契約者の希望によりレクリエーションに参加していただくことができます。

・当事業所では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、事業所での生活を実りあるものとするために、適宜レクリエーション行事を提供します。

・主な教養娯楽活動 (ユニット毎に実施)

・主なレクリエーション及び外出支援

年間行事計画に沿って買物、行事参加、散歩などの外出支援をはじめ、誕生会・季節行事・バスハイクなどを実施します。

※レクリエーションによっては、レクリエーション経費を契約者に負担していただく場合があります。

⑤複写物の交付

契約者は、サービス提供についての記録を閲覧できます (当法人の個人情報保護規程にもとづく)。複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

契約者の日常生活に要する費用で契約者に負担いただくことが適当であるものに係る費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。

6. 利用料金のお支払い方法 (契約書第5条参照)

前記 (1)、(2) の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、月末締め翌月一括払いで指定の金融機関口座からの自動引き落としをさせていただきます。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数にもとづいて計算した金額とします。)

金融機関口座からの自動引き落とし
ご利用できる金融機関：佐賀銀行、郵便局

上記金融機関をお持ちでない方は、振り込みでの支払いをお願いします。
振込の場合は、下記の口座までお願い致します。

振込先	：	佐賀銀行	鳥栖支店
		普通口座	5093731
		社会福祉法人健翔会	特別養護老人ホーム
		理事長 門司 誠一	(もんじ せいいち)

7. 事業所を退所していただく場合（契約の終了について）

当事業所との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、以下の事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了し、契約者に退所していただくことになります。（契約書第 13 条参照）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①要介護認定などにより契約者の心身の状況が自立と判定された場合②事業者が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由によりサービスを閉鎖した場合③事業所の滅失や重大な毀損により、契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合④当事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合⑤契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）⑥事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。） |
|--|

(1) 契約者からの退所の申し出（契約書第 14 条、第 15 条参照）

以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、事業所を退所することができます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合②事業者またはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービス（介護予防短期入所生活介護サービス）を実施しない場合③事業者またはサービス従事者が守秘義務に違反した場合④事業者またはサービス従事者が故意または過失により契約者の身体・財物・信用などを傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合⑤他の利用者が契約者の身体・財物・信用などを傷つけた場合または傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |
|--|

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約書第 16 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当事業所から退所していただくことがあります。

- ①契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴・緊急連絡先などの重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②契約者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月遅延した場合
- ③契約者が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者などの生命・身体・財物・信用などを傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④契約者が介護老人福祉施設及び介護老人保健施設に入所した場合または介護療養型医療施設に入院した場合

8. 苦情の受付について（契約書第18条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付（事務所に掲示）

○苦情解決責任者 本山 光夫

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 (担当者) 村田 浩一

○第三者委員 半田 紀久郎、村山 雅治

○受付時間 8:30～17:30

○受付方法 電話 0942-81-5125 (代)

FAX 0942-81-5158

面接 面談室

また、ご意見箱を1階エレベーター前に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課	所在地 佐賀県鳥栖市本町3丁目1494-1 電話番号 0942-81-3315 FAX番号 0942-81-3316 受付時間 8:30～17:30
佐賀県国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地 佐賀県佐賀市堀川町1番5 電話番号 0952-26-1477 FAX番号 0952-26-6123 受付時間 8:30～17:30
佐賀県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 佐賀県佐賀市鬼丸7番18 電話番号 0952-23-2151 FAX番号 0952-23-2151 受付時間 8:30～17:30

(3) 苦情の受け付け方法

①苦情の受付

苦情は面談、電話、FAX、手紙などで受け付けます。また、事業所内にご意見箱を設置しています。苦情は、事業所の職員または職員以外で事業所のことを良く知っている人（以下「第三者委員」という。）のうち、話しやすい人にお申し出ください。なお、匿名でも受け付け致します。

②苦情受付の報告・確認

苦情は、苦情解決の責任をもつ事業所の人（以下「苦情解決責任者」という。）と第三者委員に報告します。

事業所の職員以外の人に知らせたくない時は、知らせません。第三者委員は、苦情の内容を確認し、苦情を申し出た人に、報告を受けたことを伝えます。

第三者委員に直接苦情を申し出た場合、事業所の職員に知らせたくない時には、知らせません。

③苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情を申し出た人と、よく話し合っ、解決するためにはどうしたらよいかを考えます。この話し合いには、苦情を申し出た人が希望すれば、第三者委員が参加して、解決するための方法を一緒に考えることができます。苦情を申し出た人が、事業所の人と同じ場で話し合いたくない場合には、第三者委員と話し合っ、その結果を事業所の人に伝えることもできます。

④事業所で解決できない場合

苦情解決責任者や、第三者委員との話し合いで、苦情が解決できなくて、おかしいと思った時には、佐賀県社会福祉協議会にある苦情解決のための窓口（佐賀県運営適正化委員会）にお話しすることができます。

9. 非常災害対策など

消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けています。

また、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

なお、指定短期入所生活介護事業所と指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備及び備品については、共用します。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービス（指定介護予防短期入所生活介護サービス）の提供の開始に際し、本書面にもとづき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）
：ひまわりの園短期入所サービス

説明者職種	氏名	印
-------	----	---

私は、本書面にもとづいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービス（指定介護予防短期入所生活介護サービス）の提供開始に同意しました。

契約者	氏名	印
-----	----	---

代筆者	氏名	印
-----	----	---

契約者との関係	()
---------	-----

〈重要事項説明書付属文書〉

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造り ルーフイング葺 3階建
- (2) 建物の延べ床面積 3445.82 m²

2. 職員の配置状況

〈配置職員の職種及び職務〉

(1) 管理者

短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活介護計画）を作成し、その説明を行い同意を得、交付します。

従業者を指揮監督し、業務の実施状況の把握その他管理を一元的に行います。

(2) 医師

契約者に対して、健康管理及び療養上の指導を行います。

(3) 生活相談員

契約者及びその家族からの相談援助ならびに短期入所介護計画（介護予防短期入所生活介護）の作成に当たっては、管理者を補助し、サービス目標達成状況の記録を行います。

(4) 介護職員または看護職員

短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活介護計画）に沿った看護及び介護を行います。

(5) 管理栄養士

給食管理、契約者の栄養指導を行います。

(6) 機能訓練指導員

契約者が、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行います。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「短期入所生活介護サービス計画（介護予防短期入所生活介護サービス計画）」に定めます。

「短期入所生活介護サービス計画（介護予防短期入所生活介護サービス計画）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）

- ① 当事業所の従業者に短期入所生活介護サービス計画（介護予防短期入所生活介護サービス計画）の原案作成やそのために必要な調査などの業務を担当させます。



② その担当者は短期入所生活介護サービス計画（介護予防短期入所生活介護サービス計画）の原案について、契約者及びその家族などに対して説明し、同意を得たうえで決定します。



③ 短期入所生活介護サービス計画（介護予防短期入所生活介護サービス計画）は、6ヶ月（※要介護認定有効期限）に1回、もしくはご契約者及びその家族などの要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、契約者及びその家族などと協議して、短期入所生活介護サービス計画（介護予防短期入所生活介護サービス計画）を変更します。



④ 短期入所生活介護サービス計画（介護予防短期入所生活介護サービス計画）が変更された場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第7条、第8条参照）

当事業所は、契約者に対してサービスを提供するに当たって、次のことを守ります。

- ①契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師または看護職員と連携のうえ、契約者から聴取、確認します。
- ③契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、契約者または他の利用者などの生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体などを拘束する場合があります。
- ⑤事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するに当たって知り得た契約者または家族などに関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。
（守秘義務）
契約者及び家族の情報をを用いる場合は、あらかじめ当該契約者・家族の同意を得ます。
ただし、契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関などに契約者の心身などの情報を提供します。
- ⑥契約者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかにご契約者の家族などに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

5. 事業所利用の留意事項

当事業所のご利用に当たって、事業所に入所されている契約者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことはできません。
生き物、爆発物、その他に他の利用者に危害を与えるおそれのある物。

(2) 面会

①面会時間 11:00、14:00、15:00 (状況によっては変わることがあります。)

※来訪者は、必ず手指消毒液にて消毒を行ってください。

②オンライン面会時間 11:00、14:00、15:00 (状況によっては変わることがあります。)

※「LINE」のビデオ通話を使用しオンライン面会を行ないます。

右記QRコード読み込みまたは、ID検索(himawari5125)より
友達登録をお願いします。



事前予約制ですのでお電話にて面会日・時間をお知らせください。予約時間になりましたら当園よりビデオ通話をお掛けします。

(3) 事業所・設備の使用上の注意 (契約書第9条参照)

○居室、共用施設及び敷地をその本来の用途に従って利用してください。

○故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、事業所、設備を壊したり、汚したりした場合には、契約者に自己負担により原状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○契約者に対するサービス実施及び安全衛生などの管理上の必要があると認められる場合には、契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。ただし、その場合、ご本人のプライバシーなどの保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(4) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について (契約書第10条、第11条参照)

当事業所において、事業者の責任により契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意または過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

また、損害賠償においては、事業者が加入している保険の範囲内において行います。